

## 阪南市起業創業支援事業(バウチャー)補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市の産業の振興及び活性化を図ることを目的に、本市内で新たに起業する者に対し、事業に要する経費の一部について予算の定めるところにより起業創業支援事業(バウチャー)補助金(以下「補助金」という。)を交付することとし、この補助金の交付について、阪南市補助金等交付規則(平成22年阪南市規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 起業 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 事業を営んでいない個人が所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する開業等の届出(以下「開業等の届出」という。)の提出、又は法人を設立し新たに事業を開始する場合

イ 開業等の届出を提出している個人(以下「個人事業者」という。)が現在の事業の全部又は一部を継続しつつ、法人を設立し、新たな事業を開始する場合

(2) 起業の日 法人の場合にあっては、会社設立の日又は新たな事業開始の日、個人事業者の場合にあっては、開業の日をいう。

(3) 事業所等 事業の用に供する事務所、店舗、工場等のことをいう。

(4) 補助事業等 補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。

(5) 補助事業者 補助事業等を行う者をいう。

### (補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、阪南市創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業を受けた者であって、本市内において補助事業年度内に起業を予定している者又は申請時に起業の日から1年を経過しない者であって、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 本市に事業所を設置し、又は設置しようとしていること。

(2) 個人事業者にあつては、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する住民基本台帳に記録されている18歳以上の者であること。

(3) 本市又は本市以外の市区町村民税を滞納していない者であること。

(4) 許認可等を必要とする業種の起業にあつては、既に当該許認可等を受けていること。

(5) 宗教活動及び政治活動を目的とする者でないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係のある団体でないこと。

### (補助対象経費及び補助対象外事業)

第4条 補助金交付の対象となる経費は、次に定める経費の合計額とする。ただし、当該経費で国、大阪府その他の機関等から補助金、負担金、その他これに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもって取得、整備したものについては当該経費から補助金等の金額に相当する金額を控除した金額を補助対象経費とする。

- (1) 事務所等新築工事費（増改築を含む。）
- (2) 広告宣伝費
- (3) 商業登記にかかる経費
- (4) その他市長が適当と認める経費

2 同一事業による同一事業者に対する補助金の交付は、1回限りとする。

3 次に掲げる事業は、交付の対象としないものとする。

- (1) 補助事業者（法人にあつては、その役員を含む。）が自らの住居を兼ねる事業所又は3親等以内の親族が所有する建物を新築、増改築する事業
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の営業に該当する事業又は法令に違反し、公の秩序もしくは善良の風俗を乱す恐れのある事業
- (3) フランチャイズチェーン等の画一的な営業を行う事業
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める事業  
（補助金の額）

第5条 補助金の額は、当該年度の予算に定める額の範囲内とし、補助率は、補助対象経費の2分の1以内とする。ただし、1件当たりの補助金は25万円を限度とし、1会計年度につき5件を上限とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 規則第3条第1項の規定による申請は補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、提出しなければならない。

- (1) 市区町村税の納税証明書（完納証明）
- (2) 住民基本台帳法に基づく住民票の写し（法人の場合は代表者のもの）
- (3) 登記事項証明書の写し（法人で既に登記を済ませている場合に限る。）
- (4) 個人事業の開廃業等届出書（個人事業の場合に限る。）ただし、起業・創業する日を迎えていない者にあつては実績報告時に提出すること。
- (5) 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種の場合に限る。）ただし、起業・創業する日を迎えていない者にあつては実績報告時に提出すること。
- (6) 定款の写し（法人の場合に限る。）
- (7) 阪南市起業創業支援事業計画書（様式第2号）
- (8) 経営に関する収支予算書
- (9) 事業所等の開設に係る補助対象経費の見積書
- (10) 誓約書（様式第3号）
- (11) その他市長が必要と認める書類  
（交付の決定及び通知）

第7条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、阪南市起業創業支援事業(バウチャー)補助金交付決定通知書(様式第4号)により、適当でないと認めるときは、阪南市起業創業支援事業(バウチャー)補助金不交付決定通知書(様式第5号)により、それぞれ通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第8条 規則第5条第1項第4号の規定により補助金の交付に付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業等に要する経費の配分を変更するときは、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (3) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助事業等が完了した日の属する年度の翌年度から起算して3年間整備保管すること。
- (4) 補助事業による事務所、店舗、工場等の建設工事又は事務所等の増設及び改修工事は、市内に本店又は営業所等を有する業者で施工すること。

(補助金の交付方法)

第9条 この補助金は、精算払の方法により交付する。(ただし、市長が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。)

(補助事業の内容等の変更)

第10条 補助金の交付決定を受けた補助事業等の内容等について、事業を変更し、又は中止し、もしくは廃止する場合は、阪南市起業創業支援事業(バウチャー)補助金(変更・中止・廃止)承認申請書(様式第6号)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

(変更等の承認)

第11条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、阪南市起業創業支援事業(バウチャー)補助金(変更・中止・廃止)承認通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第12条 補助事業者は補助事業等が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定に係る会計年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、阪南市起業創業支援事業(バウチャー)補助金実績報告書(様式第8号)に次に掲げる添付書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第8号の2)
- (2) 収支報告書
- (3) 事業に係る経費の支払いを証明する書類の写し
- (4) 事務所等の新設、増築等の工事完成写真(改修箇所のわかるもの)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第13条 規則第12条の規定による通知は、阪南市起業創業支援事業(バウチャー)補助金交付確定通知書(様式第9号)により行うものとする。

(補助金の交付請求)

第14条 補助金の交付決定の通知を受けた者が、補助金の交付を請求しようとするときは、阪南市起業創業支援事業(バウチャー)補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(事業所の移転等)

第15条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた日から3年間は事業所を本市外へ移転してはならず、かつ事業を継続すること。

(補助金の停止又は返還)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を停止し、又は既に交付した補助金の全部もしくは一部を返還させることができる。

- (1) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めるとき。

(報告及び調査)

第17条 市長は、必要と認めるときは、次の事項について報告を求め、又は調査することができる。

- (1) 補助事業の成果
- (2) 事業所の事業内容、収支及び決算等
- (3) その他市長が必要と認める事項

(その他の定め)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行し、令和12年3月31日限り廃止する。

附 則(平成28年4月1日決裁)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月1日決裁)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月1日決裁)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日決裁)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年6月17日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の阪南市起業創業支援事業(バウチャー)補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則(令和3年7月14日決裁)

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和7年3月31日決裁)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の第4条、第5条、第8条及び第15条の規定は、令和7年4月1日以後に行われる補助金交付決定から適用し、同日前に行われた補助金交付決定については、なお従前の例による。

附 則 (令和8年3月31日決裁)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年5月20日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (令和8年5月20日決裁)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年5月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。